

消危管第946号
平成23年7月14日

日本共産党横浜市議団
団長 大貫 憲夫 様

横浜市長 林 文子

大震災による市内避難者への支援拡充と放射線への
対処についての申し入れについて（回答）

さきに申し入れ（平成23年6月3日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

1 生活支援について

生活を支える制度の多くは横浜市民を対象としたものです。避難者の方々への支援については引き続き行ってまいります。避難者の方々を対象とする生活支援のための制度の新設は困難です。

市営ひかりが丘住宅の入居期間については、生活再建の状況に応じ最長2年まで期間を延伸し対応する予定です。また、住宅に関する設備につきましては、この間、県下で統一的な取り扱いを図ってきたところですので、今後も県等と連携しながら対応してまいります。

2 就労支援について

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業につきましては、9月補正に向け、現在、新たな事業の募集を進めています。

本市無料職業紹介事業「ジョブマッチングよこはま」を活用した被災者支援につきましては、4月13日に記者発表を行い、市ホームページに載せていますが、それ以外では、横浜市経済局メールマガジンを通じ、登録企業に対し支援企業の募集を呼びかける一方で、被災者に対しては、たきがしら会館を始めとする市内各受入れ施設や、市民情報センター、区役所などにチラシを配布するとともに、被災児童等を受け入れている本市立小・中学校、高校を通じチラシを配布することにより周知を図っております。

なお、住居と仕事をセットで提供することにつきましては、現在、被災された求職者から住居確保に関するお問い合わせをいただいた場合には、建築局で行っている「被災者向け住宅相談窓口」を案内し、逆に住居に関する相談者が、就労に関してもお聞きになりたいときは「ジョブマッチングよこはま」を案内するなど、関係の所管課が相互に連携をとりながら進めております。

3 電気料金の無料化について

原発事故による避難者で電気料金のお支払いにお困りの方がいらっしゃいましたら、東京電力の「福島原子力補償相談室」で原子力損害の補償について、ご相談を承っておりますので、ご相談をいただきたいと思います。なお、東京電力にはご要望の趣旨はお伝えします。

4 戸別に制度説明を

現在、いくつかの区においては、生活相談などに答えるために区内の被災者受け入れ住宅を対象に個別訪問を行うなどの対応を行っています。また、市のホームページにおいても、被災県からの情報、相談窓口のご案内、市内における被災者受入・住まいの提供等についての情報をご提供しております。

日本赤十字社が支援する家電6点セットについて、申し込み手続きが避難されている方に分かりやすく負担が少なくなるよう、配慮して実施しております。

さらに、「全国避難者情報システム」を活用した避難者支援情報、生活関連情報の積極的な提供や相談対応などを進めていきます。

5 災害救助法適用を

東日本大震災にかかる災害救助法については、岩手県、宮城県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、及び東京都が適用を決定されています。被災地から神奈川県（横浜市）に避難された被災者への支援については、災害救助法が適用された被災県からの依頼に基づき、法による救助を行うことができます。

6 義援金の弾力的活用を

義援金としての性格上、生活資金への提供は難しいと考えます。（募金の使途として日赤への拠出、被災地への物資支援と明記しているため。）

7 放射線問題への対処を

放射線量の測定結果を公表してまいります。また、基準以上の放射線量が測定された場合の対処方法についても、放射線対策部での議論を踏まえて公表してまいります。